

# 原子力事業者による生活物資の支援体制

- 九州電力では、災害時に佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町が備蓄する生活物資が不足する場合に備え、食料品等生活物資の備蓄体制を整備。あわせて、各県から要請があった場合に、生活物資を迅速に供給するため、佐賀県、長崎県、福岡県内の事業所等へ分散備蓄。
- 物資の輸送に関しては、九州電力が民間業者と締結した原子力災害時の輸送に係る覚書に基づき実施。

## 生活物資の備蓄状況

	原子力事業者		
	食料品 (食)	飲料水 (リットル)	毛布 (枚)
佐賀県内備蓄分	30,600	20,400	3,400
長崎県内備蓄分	9,000	6,000	1,000
福岡県内備蓄分	2,700	1,800	300
<b>合計</b>	<b>42,300</b>	<b>28,200</b>	<b>4,700</b>

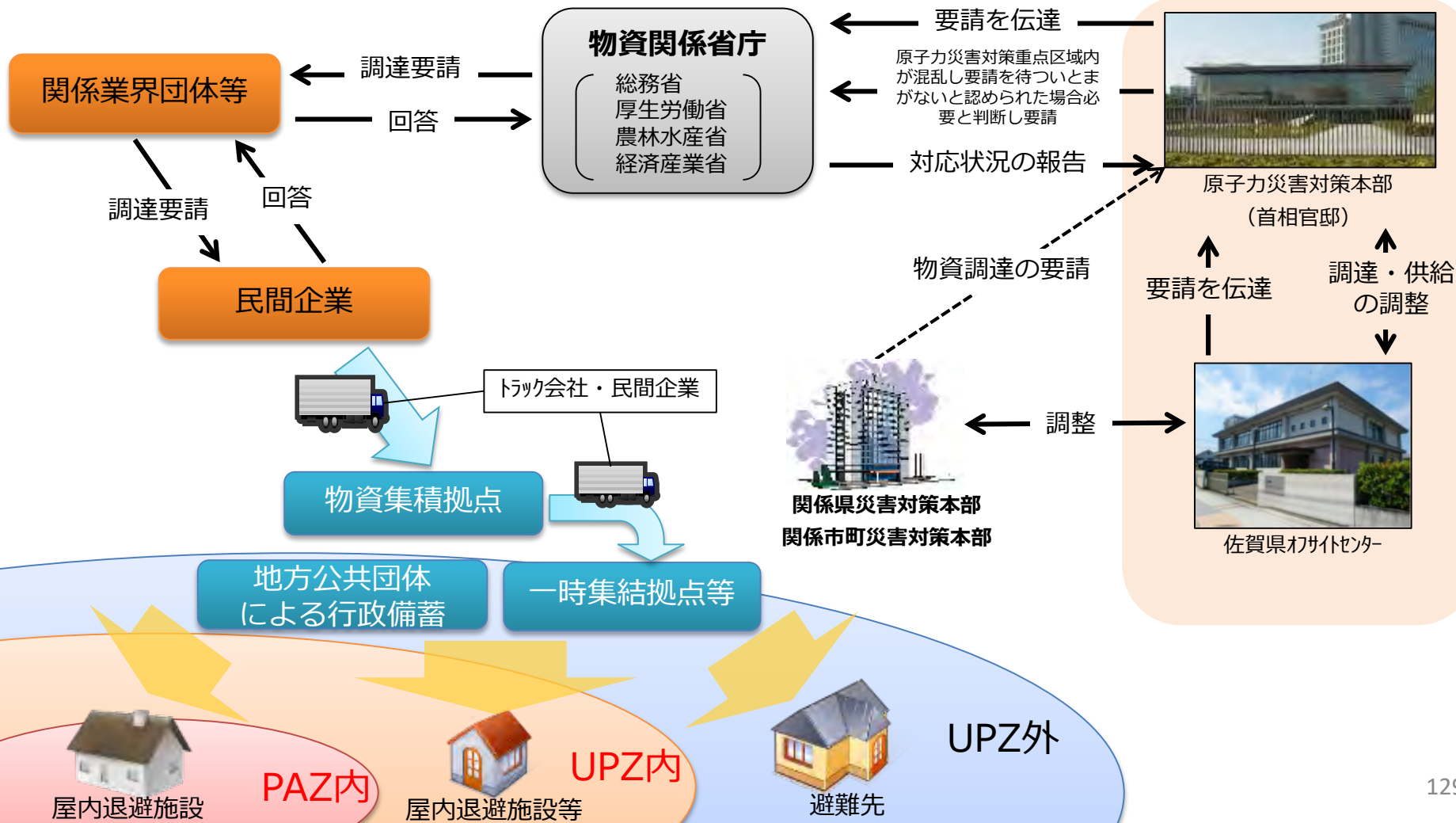
※上記備蓄数に基づき、各県ごとの備蓄を原則とするが、具体的な備蓄場所については、道路事情等を踏まえて個別に設定。

※物資の供給は、佐賀県、長崎県、福岡県からの要請に基づき、各県に備蓄されている物資を総合的に運用のうえ、要請に対応



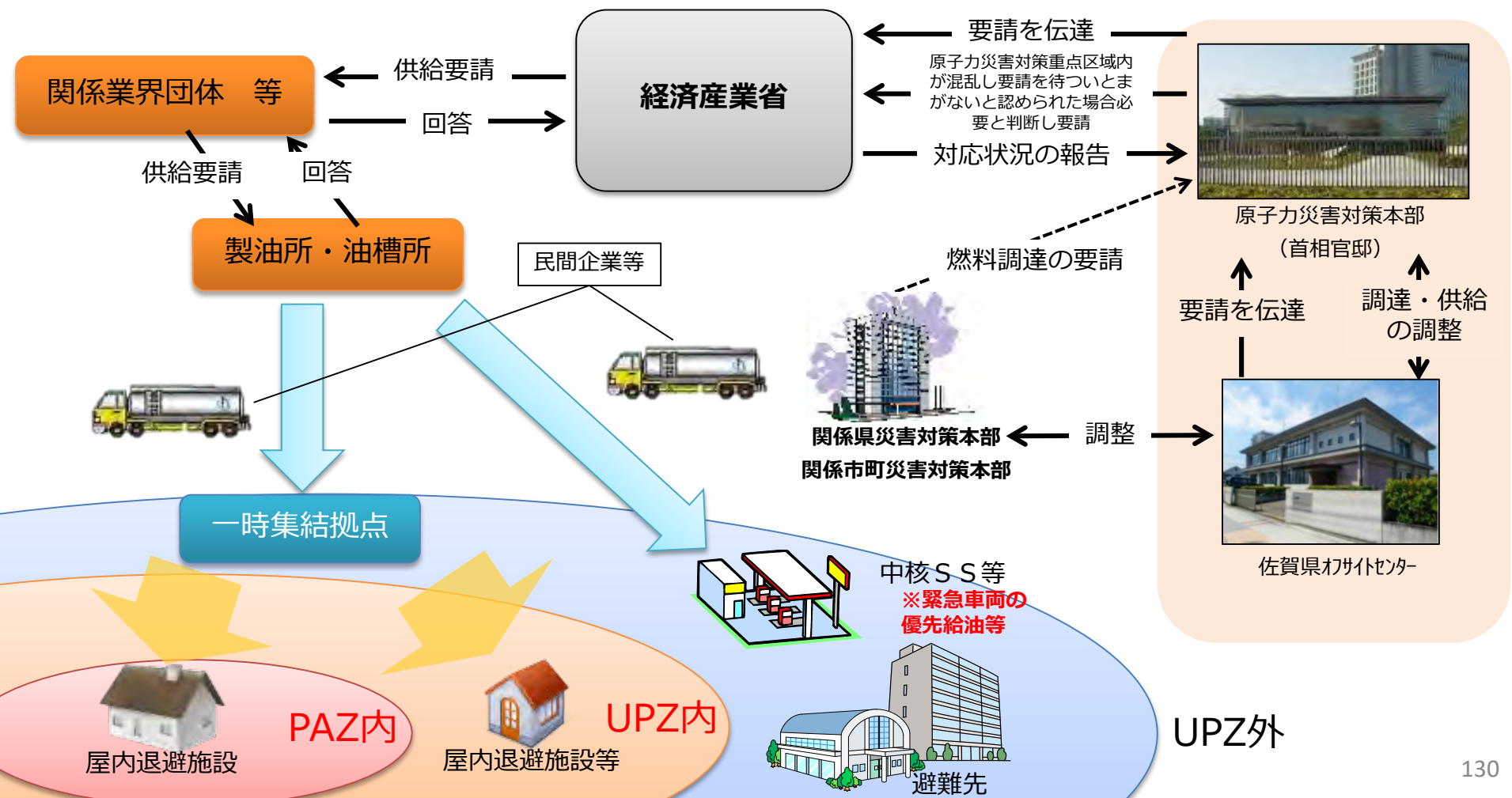
# 国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

- 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達、または要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。



# 国による物資（燃料）の供給体制

- 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町が備蓄している燃料が不足する場合、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町から、原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合、原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、または要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から一時集結拠点等への搬送を行う。



- 被災者の生活の維持のために必要な物資(食料や生活用品等)の調達・供給は、防災基本計画第2編 各災害に共通する対策編に基づき実施。

物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	厚生労働省	飲料水	周辺自治体水道局
医薬品等		一般薬、紙おむつ、マスク 等	日本OTC医薬品協会、日本製薬団体連合会、日本医療機器産業連合会、日本医薬品卸売業連合会 等
食料等	農林水産省	パン、即席めん、おにぎり、缶詰 等	各種食品産業関係団体 等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トイレトイレットペーパー、毛布 等	什器・備品以外協会、日本家庭紙工業会、日本毛布工業組合 等
燃料(石油・石油ガス等)		ガソリン、軽油 等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC) 等

貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資
通信機器	総務省	災害対策用移動通信機器 (衛星携帯電話、MCA無線、簡易無線)

※物資の調達・供給に係る、関係機関等の基本的な対応については、P129,130の体制に基づき実施。